



Title	叡山文庫天海蔵 『諏訪大明神画詞』 解題・翻刻 (上)
Author(s)	間枝, 遼太郎
Citation	研究論集, 20, 17 (右) -37 (右)
Issue Date	2021-03-31
DOI	10.14943/rjgshhs.20.r17
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/80797
Type	bulletin (article)
File Information	16_rjgshhs_20_017-038_r.pdf



[Instructions for use](#)

叡山文庫天海蔵 『諏訪大明神画詞』 解題・翻刻（上）

間 枝 遼太郎

要 旨

本稿では、叡山文庫天海蔵に蔵される『諏訪大明神画詞』の写本を紹介し、そのうちの縁起絵第五までの翻刻を行う。『諏訪大明神画詞』の写本はこれまで諸本系統が整理される中で十数本が確認されているが、当該写本はそれら先行研究にて言及されたことのない新出本である。

「天海蔵」は南光坊天海が蒐集した典籍の総称で、それらは天海の死後、承応三年（一六五四）に毘沙門堂公海により日光山・比叡山・東叡山の三山に分置された。現在の叡山文庫天海蔵の典籍の多くは、その際に比叡山に配されたものである。そこから当該写本についても天海旧蔵本であったことが予想されるが、そのことは、同じく新出本である正教蔵文庫本『諏訪大明神画詞』の奥書に、万治二年（一六五九）に慈眼大師（天海）の本より書写した、とあることから裏付けられる。この正教蔵文庫本の底本となった「慈眼大師御本」こそ、現存する叡山文庫天海蔵本のことであると判断でき、その書写年代は少なくとも天海の死去する寛永二十年（一六四三）以前と考えられるのである。

なお、『諏訪大明神画詞』の諸本の書写年代は、最も古いものが文明四年（一四七二）写の権祝本（神長官守矢史料館所蔵）、次に古いものが慶長六年（一六〇一）写の梵舞本（東京国立博物館所蔵）とされるため、この叡山文庫天海蔵本は現在確認できる中でおよそ三番目に古い写本ということになる。ただし、最古写本とされてきた権祝本に関しては、権祝綱政（明暦三年（一六五七）死去）の書写本を写した系統の本であり江戸中期以降の成立ではないか、とする説もあり、その書写年代については更なる検討が必要なる状況にある。権祝綱政書写本と同時期かそれよりやや早くに成立したと考えられる叡山文庫天海蔵本の存在とその本文は、そうした諸本の問題を考える際にも重要な手掛かりを与えてくれるだろう。

【解題】

本稿で紹介するのは、叡山文庫天海蔵に蔵される『諏訪大明神画詞』の写本である。『諏訪（方）大明神画（絵）詞』の写本はこれまで諸本系統が整理される中で十数本が確認されているが^①、当該写本はそれら先行研究にて言及されたことのない新出本である。紙幅の都合上、本稿では縁起絵部の第五までを翻刻し、それ以降の翻刻については続稿（下）に収載することとする。

書誌は以下の通りである。

〔所蔵〕 叡山文庫天海蔵 請求番号17・23・808。

〔外題〕 「諏訪縁起 全」。表紙左肩打付墨書。

〔内題〕 「諏訪大明神画詞」。

〔装訂〕 四つ目袋綴。

〔寸法〕 縦二六・五糎×横一八・四糎。

〔冊数〕 一冊。

〔表紙〕 灰色無地。原裝。右下に請求番号「17/23/808」のラベル、右上に「隨」と思しき字の打付墨書。

〔行数〕 每半葉九行（三七才、および『当社春日大明神之秘記』部分は十行）。

〔料紙〕 楮紙。

〔丁数〕 八四丁、うち遊紙が首一丁。墨付八三丁。

〔奥書〕 『諏訪大明神画詞』部分には諸本共通の足利尊氏の奥書および諏訪円忠の跋文があるほか、縁起絵第三末尾に

「文明四年^{壬辰} 夷則上旬於高野山悉地院從一昨日至今日書写功畢八日酉刻」の奥書あり。『当社春日大明神之秘記』部分には「元龜三年^{時潤}正月廿一日 采女春近^{注之}」および「于時天正八年^{辰庚}三月四日書之花乘房秀僊」の奥書あり。

〔蔵書印〕 一才右下に「山門蔵本」（黒陽長方印）、その直下に「天海蔵」（黒陽無梓印）。

〔備考〕 三六才一行目以降はそれ以前とは別筆。また、『諏訪大明神画詞』末尾の諏訪円忠跋文の後に南都春日社の社記『当社春日大明神之秘記』が続く^②。

「天海蔵」は南光坊天海が蒐集した典籍の総称で、それらは天海の死後、承応三年（一六五四）に毘沙門堂公海により日光山・比叡山・東叡山の三山に分置された^③。現在の叡山文庫天海蔵の典籍の多くは、その際に比叡山に配されたものである^④。そこから当該写本についても天海の旧蔵本であったことが予想されるが、そのことを裏付けるものに、天津市西教寺正教蔵文庫所蔵『諏訪大明神画詞』がある。

この正教蔵文庫本も『諏訪大明神画詞』研究においては存在を知られてこなかった写本であるが、その奥書には「万治二年八月廿三日以慈眼大師御本書写訖 江州栗太葦浦觀音寺舜興蔵」^⑤、すなわち万治二年（一六五九）に慈眼大師（天海）の本より書写したとある。この「慈眼大師御本」こそ、叡山文庫天海蔵に現存する当該『諏

訪大明神画詞』に他ならないだろう。両者を見比べても、本文の細かい用字等まで非常に似通っており、末尾に『当社春日大明神之秘記』が付随する点も同じである。よって、この叡山文庫天海蔵本は天海旧蔵本と判断でき、その書写年代は少なくとも天海の死去する寛永二十年（一六四三）以前と考えられるのである⁶。

天海旧蔵本は、天海自身が書写した本のほか、比叡山の山門衆に書写させた本や、各所から寄贈された本などによって構成される⁷。当該写本には書写奥書が存在しないため、どこで誰が書写したのかについては判然としないが、途中で筆跡が変わっていることから、複数人が分担して書写したものと見られる。

末尾に『当社春日大明神之秘記』がある写本は、叡山文庫天海蔵本・正教蔵文庫本の他に、早稲田大学教林文庫所蔵本（元禄三年（一六九〇）写。比叡山横川鶏足院の僧寛深の奥書あり）や神宮文庫所蔵（資料番号四九〇〇）本（寛政九年（一七九七）写）など、既知の本の中にも確認される。比叡山の天海蔵は江戸時代においても学徒が典籍を閲覧・書写することができる実用的な文庫としてあったことが知られ⁸、またこの『諏訪大明神画詞』に関しても先述の正教蔵文庫本の例によってそのような天海蔵の利用の様子的一端が窺えるが、既知の教林文庫本や神宮文庫本についても、この叡山文庫天海蔵本から書写された系統の本である可能性が高いと言える。

なお、『諏訪大明神画詞』の諸本の書写年代は、最も古いものが文明四年（一四七二）写の権祝本（神長官守矢史料館所蔵）、次に古いものが慶長六年（一六〇一）写の梵舜本（東京国立博物館所蔵）と

されるため、この叡山文庫天海蔵本は現在確認できる中でおおよそ三番目に古い写本ということになる。ただし、最古写本とされてきた権祝本に関しては、権祝綱政（明暦三年（一六五七）死去）の書写本を写した系統の本であり江戸中期以降の成立ではないか、とする井原今朝男氏の説⁹もあり、その書写年代については更なる検討が必要な状況にある。権祝綱政書写本と同時期かそれよりやや早くに成立したと考えられる叡山文庫天海蔵本の存在とその本文は、そうした諸本の問題を考える際にも重要な手掛かりを与えてくれるだろう¹⁰。

（まえだ りょうたろう・人文学専攻）

〈注〉

① 『諏訪大明神画詞』の諸本系統を主題とした先行研究には、金井典美「諏訪大明神絵詞の写本と系統」（『諏訪信仰史』名著出版、一九八二年）、今津隆弘「諏方大明神絵詞」の解説」（『神道史研究』第四十二巻第三号、一九九四年七月）がある。また、近年では五味（加藤）夏希氏が新たに独自の視点から諸本系統の整理を試みている（加藤夏希「神長官家における『諏訪大明神絵詞』受容のあり方」（『人文科学研究』第九号、二〇一二年三月）、五味夏希「高野武貞による『諏訪大明神絵詞』書写の経緯——安政五年・六年の日記から——」（『信濃』第七十巻第五号、二〇一八年五月）参照）。

② 『当社春日大明神之秘記』の翻刻およびその解題については続稿（下）に併せて収載する予定である。

③ 中川仁喜「天海蔵」の変遷について——日光・比叡・東叡三山分置後

の経緯を中心として——『天台学報』第五十二号、二〇一〇年十一月）一一九頁。

④ ただし全てが天海旧蔵本であるというわけではなく、後世に新たに納められたものもある（中川仁喜、注3前掲論文、一一一頁）。

⑤ 落合博志『国文学における寺院蔵書の利用促進のための奥書集成を含む正教蔵文庫の総合的研究』（科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇二年）六〇四頁。

⑥ 書写年代の上限は『当社春日大明神之秘記』の奥書の記述から天正八年（一五八〇）となる。

⑦ 天海旧蔵本の構造やその蒐集過程については、宇高良哲「南光坊天海の書籍蒐集について」（『南光坊天海の研究』青史出版、二〇一二年）に詳しい。

⑧ 中川仁喜、注3前掲論文、一一〇・一一一頁。

⑨ 井原今朝男「神社史料の諸問題——諏訪神社関係史料を中心に——」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第百四十八集、二〇〇八年十二月）二五二・二五三頁。

⑩ 諸本の書写年代や系統の問題については別稿にて論じる予定である。

〈付記〉

貴重な資料の利用に際し、比叡山延暦寺叡山文庫より多大なるご高配を賜った。記して謝意を申し上げる。なお、本稿は科学研究費補助金（特別研究員奨励費、課題番号20111361）の成果の一部である。

【翻刻】

凡例

一、本稿は、叡山文庫天海蔵『諏訪大明神画詞』を底本として、そのうちの四三丁オモテ四行目（縁起絵部第五末尾）までを翻刻したものである。

一、本文の表記については下記の方法を採った。

- 1、漢字の異体字・略字は、通行の字体に改めた。
- 2、合字は全て開いた。
- 3、行取りは底本に従い、行頭に行数を示した。
- 4、丁の変わり目は「」によって示し、墨付丁数を明示した。
- 5、見消は「字」のように示した。
- 6、欠字箇所は で示した。

1 諏訪大明神画詞

2 一巻 縁起上絵 中務少輔隆盛

3 詞

近衛右大臣兼
奥内卿行基朝臣

4 夫レ日本信州ニ一ノ靈祠アリ諏訪大明神是也神

5 降ノ由来其義遠矣窃ニ国史ノ所説ヲ見ルニ旧事本記

6 云天照大神ミコトノリシテ経津主フツヌシノ和州神武甕槌カミヤケノ

7 鹿常州神鹿二柱ノ神ヲ出雲国ヘ降シ奉テ大己貴オホニギハヤヒノ和州神和州武甕槌カミヤケ

8 命問テノ玉ハク葦原ノ中津国ハ我カカ御子ノ知ラスヘキ国也

9 汝チ正ニ此国ヲモテ天ノ神ニ奉ラシヤ大己貴ノ命申ク我子事ニ（二オ）

1 代主ノ和州神和州武甕槌カミヤケニ問テ返事申サント申事代主ノ

- 2 神申ク我カ父宜ク正サニ去リ奉ルヘシ我レタカウヘカラスト申
 - 3 又申ヘキ子アリヤ又我子建御名方ノ諏訪社 神千引ノ
 - 4 石ヲタテス手末ニ捧ケテ来テ申サク是我国ニ来テ忍テカク云ハシカウシ
 - 5 テ力ヲクラヘセント思フ先ツ其御手ヲ取テ氷ヲ成立又劍ヲ取
 - 6 来信野国洲羽ノ海ニ至時建御名方ノ神申サク我此
 - 7 国ヲ除ヒテハ他処ニ不シトレ行云是則垂跡ノ本縁也自レル
 - 8 以降靈場ヲシメ瑞籬ヲ押シ開給テ承和ノ明年シヤク爵
 - 9 一級ヲ奉リ給シヨリ寛平天慶ニ至リテ既ニ極位ヲ授ケラレマシキ
- (一ウ)
- 1 去レハ式内ノ大神トシテ案上ノ礼算是儼重ナリ王城擁
 - 2 護ノ誓願ノミニアラス武関鎮守ノ靈験アルカ故上下
 - 3 肅敬ノ誠ヲイタシ夏夷尊崇ノ志ヲ同ス暫ク画図ノ功ヲ
 - 4 カリテ聊奇特ノ瑞ヲ顕スト也
 - 5 絵在之
 - 6 神代ノ事ハ幽邈ニシテ図絵モ及ハス当社明神ノ化現ハ仁
 - 7 皇十五代神功皇后元年己辛事ナリ同年三月
 - 8 神教アリテ皇后松浦ノ県ニ至リ給官軍ハ纒三三百
 - 9 七十余人乗船四十八艘也異敵ハ既ニ五十万人二二オ
 - 1 乗船十万八千艘ト聞ユ千万倍カ一也力ヲ以テアラソウヘ
 - 2 カラストテ先ツ誓約ノ御占アリ御髮海ニ浮ヘ給ヘハ只
 - 3 二ツニ分チ又細キ針ヲ浪ニナケ給ヘハ則鯪ヒシコ釣リ得給ヲ
 - 4 吉兆祈ルカ如シ又虚空ヨリ海上ニ兩將化現ス各一劍ヲ
 - 5 横ヘテ衆箭ヲ負負立立此時ヨリ始テ定レリ以上注也

間枝 叡山文庫天海藏『諏訪大明神画詞』解題・翻刻(上)

- 6 凡甲冑ヲ帶スル勢ヒ氣力ノ長タル其ノ勇イサメル顔色鬼神ノ
 - 7 如シ其イカレルマナシリ明星ニ似タリ仍棟梁ノ臣武内ノ
 - 8 宿衾奏聞ヲ經テ其故ヲ問給君他ノ州ヘ発向ノ間天
 - 9 照大神ノ詔勅ニヨツテ諏訪住吉ニ神守護ノ為ニ参ス二二ウ
 - 1 答給皇后大ニ喜ヒ則錦座ヲ兩神ニアタエ雪膳ヲ花
 - 2 船ニソナヘ雲帆ニ弊マ帛ヲサ、ケ掃敬ニ心ナシ其中ニ又
 - 3 妖艶ノ媚タルアリ高知尾ノ豊姫号スタカチヲ蠅羽ノ一箭ノ上ニ
 - 4 坐シナカラ鳳輪ヲ書テ竜宮ヘ遣ス海主大キニ驚テ勅命ニ
 - 5 応シテ満干兩珠ヲサ、ク御願成就ノ瑞相儼重ノ由君
 - 6 臣共ニ欣悦ス
 - 7 絵在之
 - 8 サテ同十月新羅エ御発向ノ時孕ハメル子ニ私言ヲ含メ給テ暫ク
 - 9 出生ヲト、メンカタメニ白石ヲ御裳ソニハサミマスラヲノ貌ヲチヲカ
- リ」(三オ)
- 1 既ニ黄金ノ甲冑ヲメシ錦ノ旗玉ノ蓋ヲサ、セテ竜頭
 - 2 鷄首ノ御船ニメス此時神兵雲霞ノ如ク化現ス又
 - 3 神楽ノ歌舞ニ応シテ竜宮ノ船頭安曇磯良丸
 - 4 淨衣ヲ着テ靈龜ニノリテ参向シテ御舟ヲコク教艘ノ
 - 5 兵船四方ヲカコミ奉テ諏訪住吉ニ神穀葉松
 - 6 枝ノ旗ヲアケテ先陣ニ進ミ玉ヘハ群鳥鳥虚空ニ飛
 - 7 カケリ大魚波ニ浮ヒ出テ兵船ヲ守テ忽ニ異域ニ至ル船師
 - 8 海ニミチ旗旌日ヲ曜カス地祇振動シ鐘鼓鳴動シテ
 - 9 山川悉振エハ兩神旗ヲヒルカエス事稻麻ニ似タリ先干二三ウ

- 1 珠ヲナクレハ滄溟皆ヒカタトナル 異賊悦テ陸地ニトリアカリテ
- 2 戦ヒラ致セハ官軍弥勝ニノル其後又満珠ヲナクレハ凶賊
- 3 皆海底ニ沈ム剩ハ塩サシノホリテ新羅海内トナル一天
- 4 闇々トシテ日光ヲ陰ス神風戦々トシテ官軍又色ヲ
- 5 マス新羅王ノ云ク是只事ニアラス海東ニ国アリ日本ト云フ聖
- 6 主アリ天皇ト号ス其ノ国ノ神兵ナリ兵ヲアケテフセクヘカラス
- 7 トテ彼王自ラ面縛セラレテ帰降ス又士卒凶籍宝
- 8 貨ヲ捧ケテ皇船ノ前ニ蹲踞ス加之毎年ノ朝貢ヲコタリ
- 9 ナク本朝ノ皇化ニ随フヘキ由シ頭ヲタ、イテネンコロニ誓ヲナス」
(四オ)
- 1 是ヲ則見聞シテ高麗百濟ノ二王末戦サルニ帰伏ス誓
- 2 約ノ趣如前又三韓ノ中間寛嚴山ニ五丈ノ黒キ巖アリ
- 3 高良大菩薩御弓ノハスニテ碑ノ文ヲ三韓氏ハ日書
本大也云云書（云々）
繪
- 4 神反不思議ナレハ入木ノ勢ヒ未レ消トカヤ三韓悉平ケテ
- 5 同十二月皇后御帰洛ノ後筑紫ノ蚊田ニテ応神ハカク
- 6 天皇降誕シ給フ八幡大菩薩是也皇道ノ太平ハ諸神
- 7 一同ノ守護也ト云ヘトモ異賊ノ征伐ハ専ラ当社ノ靈験也
- 8 其旨具ニ二神託談記江師明并ニ
筆跡高良ノ縁起等ニ見タリ
- 9 絵在之」(四ウ)
- 1 サレハ皇后御帰朝ノ後摂州広田社ニ鎮座ノ時五社ヲ
- 2 建立セラル所謂本社后皇八幡大菩薩
心神諏訪住吉
- 3 二神及 宮是也就中毎年正月九日村
- 4 民門戸ヲ閉チ出入ヲヤメテ諏訪社ノ御狩ト号シテ山林ニ望ミテ

- 5 狩獵ヲ致ス猪鹿一ヲ得ヌレハ則殺生ヲヤメ西宮ノ南宮ニ
- 6 本地菩薩等
羅神等安撫スタムケ奉ル礼奠今ニ断絶セス一ケノ諦シヤウ
- 7 貢外宮ノ生贄本誓ニタカワス八幡大菩薩諏方イキニエ
イシ
- 8 住吉同体ノ由来アリト申此謂也又用明天皇御
- 9 宇聖德太子蘇我馬子ノ大臣ニ仰セテ今ノ先代旧事」(五オ)
- 1 本記十卷ヲ撰セラル第三ノ卷ニハ専ラ当社明神ノ本縁分明也
- 2 絵在之
- 3 持統天皇五年八月一日勅使ヲ發遣シテ信州須
- 4 波水内神等ヲ祭ル由日本記第三十卷ニ載タリ是
- 5 則当社祭礼始メナルヲヤ今ニ至マテ当日ヲハ月朔神
- 6 事ノ最要トス
- 7 絵在之
- 8 桓武天皇ノ御子ニ開成皇子ト中人ヲワシマシキ忽ニ
- 9 世事ヲナケステ、偏ニ菩提ヲ願ヒ給天平神護元年」(五ウ)
- 1 正月紫雲ノタナヒク所ヲタツネテ摂州勝尾寺ニヨチ
- 2 登テ本願善仲善算算出禁
覽卷両上人ニ随テ出家
- 3 受戒ヲトケ給ニ開成ト号ス登山ノ最初ニ聖礼盤ヲ
- 4 クタリテ皇子密語流涕ス旧識ニ遇カトシ皇子ハ
- 5 本有五智ヲ証法雷ヲ五種ニ振給ヘシト印証ス又ニ聖兼テ
- 6 金字大般若書写ノ願有テ啓白ノ日雲雨俄ニ起テ
- 7 霹靂忽ニクタル則其地ヲエラヒ給最勝峰是也
- 8 又夢中ニ大黃牛常行道スト見所ニ紙麻ヲ植テ四壁ノ
- 9 上ニ網ヲハリ禽獸ニフマセス年月ツモリテ紺紙終ニ」(六オ)

- 1 ナル開成ニ授テ神護慶雲ニ二三各年ニ両聖肉身ヲ
- 2 アラクメス草座ニ乗テ西天ニ飛行ス不思議也シ事也
- 3 絵在之
- 4 皇子先師ノ願ヲ果サントテ金泥浄水ヲ求給シニ
- 5 七日祈誓ノ功ニ答ヘテ五更ニ靈夢ノ告アリ容儀並ヒ
- 6 ナク衣冠タ、シキ貴人來テ石壇ニ坐シテ金丸長七寸ヲ
- 7 青錦ニ囊テ献ス拝領シテ其ノ号ヲ問給ヘハ偈頌アリ得
- 8 道來不動法性示八正道垂（マセ）擁迹皆得解
- 9 脱苦衆生故号八幡大菩薩ト云其後又夢中ニ（六ウ）
- 1 カタチ夜又ノ如クシテ北方ヨリ飛來テ小陶器ニ水ヲ献ス
- 2 トテ吾ハ信濃国諏方南宮也八幡大菩薩ノ嚴詔ニ
- 3 ヨリテ白鷺池ノ水ヲ汲テ來也ト称ス彼水池ハ十六会ノ
- 4 其一也大菩薩ノ教勅故ヘアルヤ夢サメテ傍ヲミレハ金
- 5 丸ハ机ノ上ニアリ硯水ハ陶器ニミツ金水祈得テ彼桂ノ
- 6 木ノ洞ニコモリ居宝亀元年正月八日ニ筆ヲ立同六
- 7 年七月ニ書功畢ヌ六ケ年ノ間ニ一部六百卷書写シ
- 8 給シニ金水共ニ無尽無余リ冥衆感応擁者ノ奇特
- 9 筆モ及ヒカタシ（七オ）
- 1 絵在之
- 2 皇子写経中ニ魔障ノ靈夢アリ八面八臂ノ惡鬼數
- 3 千ノ眷屬ヲ引率シテ手コトニ紺紙ヲモチテ山林ニ
- 4 引チラスト也荒神ノシワサ也ト知テ祭ラントスルニ才覚
- 5 ナシ樹上鳥ニ來テ口ヨリ書ヲトス披見スレハ祭文祭

間枝 叡山文庫天海藏『諏訪大明神画詞』解題・翻刻（上）

- 6 記等也両通ノ指南ヲ以テ八種ノ礼奠ヲ備テ如在ノ祭
- 7 礼ヲイタサル荒神供ト云事此時始レリ修善ノ魔障ハ
- 8 権化ノ人モ猶ノカレス末代ノ凡夫能々慎ヘシ退屈ス
- 9 ヘカラルサルニヤサレトモ靈神ノ加護アレハ皇子御願成就ス（七ウ）
- 1 終ニ写経六百軸ニ仏舍利并仏菩薩十六羅漢十
- 2 六善神法誦常誦梵天皇等像及鈴杵闕
- 3 伽ノ具ヲ相ソヘテ六角ノ淨場ニ奉納供養ヲトケ深ク是ヲ
- 4 埋ミテ慈尊ノ出世ヲ期ス仍弥勒寺ト号ス其砌ニ物社ヲ
- 5 造立シテハ八幡大菩薩地主権現金剛諏方南
- 6 宮等ヲ勸請シテ護法神ト定ム今ニ三所権現ト号ス宝亀
- 7 九年八月十一日皇子手ツカラ祭リ始メ給シヨリ此方
- 8 正月八月ノ祭礼未断絶一凡彼皇子一修行ノ次
- 9 第天心入滅奇特等三善（ミヨシ）ノ為康拾遺往生伝ニ（八オ）
- 1 具也其ノ後数代ヲヘテ水尾ノ天皇臨幸ノ時勝
- 2 尾寺ト改号スト同伝ニ見タリ般若ノ法味ヲ神明納受シ
- 3 給事古今如レ此
- 4 絵在之
- 5 諏方縁起中 絵隆盛
- 6 詞 円満院二品親王御筆
- 7 桓武天皇御宇東夷安倍ノ高丸暴悪ノ時將
- 8 軍ノ坂ノ上ノ田村丸延（マセ）歴廿年（マセ）二月勅ヲ奉玉（マセ）ハテ
- 9 追討ノ為ニ山道ヲヘテ奥州ニ下向是則征夷大（八ウ）
- 1 將軍ノ始也心中ニ祈願アリ伝聞ク諏方大明神ハ東闕

- 2 第一ノ軍神也東夷追討ノ為ニ鳳詔ヲカフリテ素
- 3 境ニ向フ神力ニアラスハ賊衆ヲ誅シカタシ神鑑ヲタレテ
- 4 所願ヲ成就シ給ヘト祈願シテ信州ニ至リ給シ時伊
- 5 那郡ト諫方郡トノ堺ニ大田切ト云所ニテ先一騎ノ兵
- 6 客参会ス穀ノ葉ノ藍摺ノ水早ヲキテ鷹羽ノ筈矢ヲ
- 7 負ヒ葦毛ナル馬ニノリタリ將軍誰人ソト問給フ当国
- 8 住人也殊ニ官仕ノ志シアリテ参向スト兵客答フ只
- 9 人ニアラスト將軍思玉テ即先陣シテハルノ奥州ヘ(九オ)
- 1 趣キ給フ其間山川所ニテ眷属多ク化現ス官軍ミナ
- 2 奇異ノ思ヲナシテイサミアヒケリ
- 3 絵在之
- 4 將軍既ニ奥州ノ堺ニ入テ敵陣ニ向ヒ窃ニ彼ノ高丸城
- 5 巖内ヲ見給ヘハ後碧巖ニヨリ前ハ蒼海ニ向ヒタリ
- 6 左右ハ鉄石キヒシク閉テ人馬更ニ通カタシ高丸
- 7 彼城ニ閉籠テ軍兵又出門セス官軍進退極リ
- 8 秘計術ヲ失フ仍信州ノ兵客ニ事ノ由ヲ談給フ兵客
- 9 此間聊敵陣密通ノ子細アリテ陣内ヲ出テ城門ニ向フ(九ウ)
- 1 官軍一面ニ是ヲミレハ馬ニ鞭打テ海上ニ望ム時ニ分身シテ
- 2 忽ニ五騎射手出現ス其ノ行粧何レニ様ナレハ主伴
- 3 更ニミエワカス又黄石ノ輩廿余人化現シテ各的ヲ
- 4 捧ケテ海上ニ走セテチル兩方ノ兵不思議ノ思ヲナシテ
- 5 騒キ立テ是ヲミレハ流鏑馬ノ射礼也其内ノコイタレ
- 6 手挟三々九八的等五ヶ所ニシテ是ヲ射ル今ノ世マテ

- 7 三ツ的ノ秘事作り物ナントイヘル事はヲ始トス人馬波ヲ
- 8 フミテ沈マヌ海上平ニハシル諫訪ノ二字ヲ趨レ波トカキケ
- 9 ルハ此時ヨリノ事也高丸怖畏思ヲナシテ見ニモイテサ(二〇オ)
- 1 リケルヲ城中ノ男女一同ニス、メケレハ先鉄城ノ門戸ニ
- 2 望テ一二三ツ的ハタノトナリテ後矢数ツキヌト心
- 3 得テ頭ヲサシ出シテ見ケルヲ手挟ノカフヲハ本ヨリ御手ニ
- 4 残リタリケレハツト射入レ給ヒケルニアヤマタスカリマタノ
- 5 手サキニノ眼ニタチテ脳ヲトヲリタリケレハサカサマニ
- 6 海ヘヲチヌ其時黄衣ノ化人等集リテ頸ヲトリテ兵
- 7 客ニタテマツル鋒ノサキニツラヌキテ指アケ給ヒタレハ官
- 8 軍一同ニ勝時ヲツクル其声天ニモヒ、クラント覚ヘタリ
- 9 高丸カネテ帰降ス又須臾ノ間ニ城郭モクツレ神反不思
- 1 ツカネテ帰降ス又須臾ノ間ニ城郭モクツレ神反不思
- 2 議ナレハ將軍涙ヲナカシテ神威ヲ仰キ給士卒掌ヲ
- 3 合テ渴仰ス分身五騎ハ十三所ノ王子黄衣ノ雅楽ハ
- 4 同眷属也今ニ至ルマテ大祝ノ的立雅楽ノ所役此
- 5 例ナルトカヤ
- 6 絵在之
- 7 安倍高丸賊首ヲ銚ニツラヌキテ神兵又田村將
- 8 軍ノ先陣ヲウケテ帰洛ス程ナク信濃国佐久郡ト
- 9 諫方郡トノ堺ニ至ルヲホトマリト号ス彼所ニヲイテ神兵又(二一オ)
- 1 神反ヲ施シ給例ノ葦毛馬地ノ上一丈ハカリアカリ装
- 2 束冠帯ニ改リテ我ハ是諫方明神也王威ヲ守ンカ

- 3 為ニ將軍ニ隨逐ス今既ニ賊首ヲ奉ル今更ニ上洛ニ及ハス
- 4 此砌ニ留マルヘシ又遊興ノ中ニ毘獵殊ニ甘心スル所也ト將
- 5 軍申テ云神兵ハ是得通ノ人也何ノ殺生ノ罪業ヲ
- 6 好ミ給ヤ明神答給ハク儉ニ邪忌群萌ニ為レ利ニ
- 7 殺生之猪鹿ヲ一於真如之境ニ棲ニ山海之辺ニ也トテ
- 8 一卷記文^{今昔事記出シ}給テカキケス様ニウセ給フ將
- 9 軍是 拜見シテ 感涙ヲ押ヘ信力ヲコラシテ帰京ノ後」(一一ウ)
- 1 天庠^聯ニ達シ宣旨ヲ下サレテ諏方郡ノ田畠山野各
- 2 千町毎年作稻八万四千束彼神事要脚ニ
- 3 アテヲカル其ヨリ以來一年中七十余日神事
- 4 是則彼將軍奏達ノ故也^{特領役狩獵并ニ各四ヶ度}百餘箇度ノ饗膳今ニ退転ナシ
- 5 是則彼將軍奏達ノ故也
- 6 繪在之
- 7 寅申ノ支干ニ当社造業アリ一國ノ貢稅取永代ノ
- 8 課役桓武ノ御宇ニ始レリ但遷宮ノ法則諸社ニハ
- 9 コトナシ自レ元古新ニ社相並テ断絶セス仍仮殿ノ」(一二オ)
- 1 煩ナシ先年^寅造替ノ新社ノ七廻ノ星霜ヲフレハ天水
- 2 是ヲ洗ヒ降露カワク事ナシ当社奇特ノ随一也自ラ
- 3 潔齋シテ今度^申遷宮ヲナシ奉ル其時ノ古社ハ
- 4 又新造ノ後七年送リテ神座又七年ヲフレハ前後
- 5 支干一祀十三年ニ當テ撤却ス其跡ニ又新造ヲ
- 6 造替シテ來寅ノ歲ヲマツ如レ此輪転ス是則兩社
- 7 同末社一同ノ儀也サレハ彼年曆ニ當レハ初春ヨリ国司ノ

間枝 叡山文庫天海藏『諏訪大明神画詞』解題・翻刻(上)

- 8 目代巡役ノ官人ヲ大行事ニ差シ定メ御^{マツ}府ヲキリ國
- 9 中ノ要路ニ関ラスヘテ神用ヲ分配ス一國ノ人民諸道ノ工」(一二ウ)
- 1 匠ヲ集テ經營ス氏人并國中貴賤人屋ノ當作ヲナサス
- 2 料材ヲ他國ニ出サス數十本ノ御柱上下ノ大木一本別
- 3 一二千人ノ力ニテ採用ス加之元服婚嫁ノ礼其以是ヲ
- 4 ト云^{マツ}違犯ノ者ノハ必ス神罰ヲカウムル垂跡已來越年ノ
- 5 例ナシ年内必造畢ヲトケテ覆勘トイフ啓白ヲ申
- 6 事也 繪在之
- 7 嵯峨天皇ハ当社明神狩獵ノ事聊叡旨ニカ、リ
- 8 タリケルニ弘仁三年春ノ比御靈夢アリ彼社^{カト}覺キ
- 9 所ニ臨幸ナル社司ノ指南ニ任セテ御覽スレハ魚肉ヲ多ク」(一三オ)
- 1 イカキノ外ニカケリ上ニ普賢菩薩トカキタル金字ノ
- 2 札ヲ又カケ並タリ本誓悲願御疑ヒナクシテ御信
- 3 仰深カリケルトカヤ凡仁明天皇御宇承和^{年號}九
- 4 始テ五品ノ爵ヲサツケラレテ後文德清和兩朝嘉
- 5 祥貞觀ノ聖曆ニハ別勅ヲ当社ニ下サレテ二品三品ノ
- 6 崇班^シニ叙シ朱雀白川御宇天慶永保ノ明
- 7 時ニハ又繪言ヲ天下ニ下サレテ一階ヲ諸神ニ授ケラレシ當
- 8 社正一位ニ叙サラル此条々国史ノ所見分明也仍正
- 9 一位法性南宮大明神ト号ス代々聖主叡信左右ニ」(一三ウ)
- 1 及サルヲヤ文治已來又東関進止ノ地トシテ武家
- 2 崇敬他ニ異ナレハ末代ニナリテモ靈驗弼掲焉也
- 3 繪在之

- 4 伝教大師弘仁六年ノ秋本願ニモヨヲサレテ東国ニ
- 5 向イ功德ヲ修シ給シニ二千部ノ法花経ヲ写テ上野
- 6 浄土院大慈院下野大慈院両国ニ塔ヲ建テ各八千卷ヲ納テ長
- 7 日ノ長講ヲ始ラル又当国ノ大徳服膺シテ師資ノ儀ヲ
- 8 ナシテ法花ヲ弘メラレシ時信濃国大山寺ノ正智禪
- 9 師上野国ノ千部経ノ知識ニ預リテ二百部ヲ助写シテ」(一四オ)
- 1 送ラントスル刻一槽ニ七馬アリテ物クワス動カス寂ト
- 2 嘿トシテ眠カ如也カクテ信宿ヲフル所ニ諏方大明神
- 3 詫宣シテ我コノ千部経ノ知識ニ預ラントメニ此怪ヲ
- 4 示スト云云則明神千部経ノ知識ニ預給テ後七馬
- 5 本ノ如シテ羸疲セストミエタリ此事伝教大師
- 6 伝并祖師行業記師議大ノセラレタルヲヤ
- 7 尊神大師ノ値遇法花結縁ニコトナリシ御事タリ
- 8 絵在之
- 9 淳和天皇ノ御宇天長十年ノ比慈覚大師大蘇」(二四ウ)
- 1 山ノ古風ヲ伝テ楞嚴院ノ幽洞ニシテ如法如説ノ儀則ヲ
- 2 調テ三年ノ星曆ヲ送リ一乗ノ写経ヲイタシ給シニ山路往
- 3 復ノ浄侶水紙ヲ迎送シ樵夫禽獸ノ異類禪窓ニ
- 4 徘徊ノ外音信ナキ処ニ諏方明神務マツ中ニ影向
- 5 アリテ此法ヲ守リ給キ則良正阿闍梨カ勸請ノ
- 6 三十番神ニ連ネ奉テ今世ニモ伝レリサレハ当社ニハ本地
- 7 普賢大士ヲ安置シ如法写経ノ薰修最中不断ノ
- 8 勤行ニスト也

- 9 絵在之」(一五オ)
- 1 大原ノ本願良忍上人ハ叡山ノ学侶顕密ノ碩徳
- 2 也尚ヲ 隱遁修禪ノ願アリテ一千日間無動
- 3 寺ニ参籠シ廿三歳ニシテ終ニ三千ノ交衆ヲ辞シ一字ノ
- 4 草庵ヲ結テ大原ノ別所ニ籠居シテ廿四ヶ年カ間
- 5 常坐三昧ニ入り昼夜ノ観念ヲコトラスサレハ他心通モ
- 6 アリケルヤラン不思議多カリケリ崇徳院ノ御宇上人
- 7 四十六歳ノ時幻化ノ中ニ弥陀ノ示誨ヲ蒙テ始テ聚落ニ
- 8 出ツ天治元年甲辰六月九日ヨリ融通念仏ノ勸進ヲ
- 9 致ス上一人ヨリ下モ万民ニ至ルマテ普ク此名帳ニ入ケリ」(一五ウ)
- 1 アル時青衣ノ僧庵室ノ前ニ化現シテ自ラ名帳ヲ書忽
- 2 然トシテ形ヲカクス披見ノ処ニ鞍馬寺ノ毘沙門天王ノ影向ト
- 3 見タリ 絵在之
- 4 天承元年四月四日上人彼寺エ詣シテ終夜念仏ス
- 5 寅ノ一点ニ天王又現シテ上人ニ謁シテノ玉ハク先日名帳ニ
- 6 入テ後汝ヲ護ル事影ノ形ニ随カ如シ此名帳ヲ本帳ニ加ヘテ
- 7 上人ノ前ヘニ差シ置キ給ヘリ心神夢ノ覚ルカ如シテ眼前ニ
- 8 卷ノ書アリ披見スレハ梵釈四王ヲ初テ日月星宿諸
- 9 天善神竜王八部并本朝大小諸神ニ至マテ書」(一六オ)
- 1 連タリ文字歴然ナリ其中四十番ニ当テ広田西宮諏
- 2 訪南宮部類眷属各百反ト載ラレタリ正ニ毘
- 3 沙門天王ノ授与良忠上人所得ノ事也ケリ彼上
- 4 人一生ノ行儀終焉ノ奇特精ハ大原ノ伝記ニ見タリ

- 5 当社ハ仏法値遇ノ靈神芳類ヒナキヲヤ
- 6 絵在之 延文元年丙申十一月廿八日
- 7 同縁起第四 絵 隆盛
- 8 詞 青蓮院一品尊道御筆
- 9 白河ノ院ノ御宇ヲホト大祝神ヲホト為信ヲホト存日ニ長「(一六ウ)
- 1 男神太為仲ヲ当職ニ立テ、社務ヲ執行シケルニ八幡太郎
- 2 義家ノ誘引ニヨリテ上洛ノ企アリ当職ノ仁群(マ)内ヲ出テサルモ
- 3 垂跡已来流例也不可然由父ヲ為信シキリニ教訓ヲ
- 4 加ト云ヘトモ承引セス既ニ約諾ノ上ヘハ今更改ニ及
- 5 ハストテ上洛シケルニ一ノ鳥居ノ前ヨリ始メテ引馬トモ病ミ
- 6 臥テ郡ノ境ヒ大田切ニ至七疋ハ敵死ケレハ一族従人猶
- 7 諷諫スト云ヘトモ父ノ命ニ随ワスシテ宮中ヲ出ス誰人ノ
- 8 教ヘニカ留マルヘキ若神慮ニ背カハ我身命終ルヘシト
- 9 テ登ケリ生者必滅ノ業報シカラシムト云ヘトモ和光「(一七オ)
- 1 利物ノ方便猶ハカリカタキ物ヲヤ
- 2 絵在之
- 3 サテ美濃国庭田庄芝原ト云所ニ至ル新羅三
- 4 郎義光号刑部召請シテ酒宴アリケリ又
- 5 六ヲウチケルニ不慮ニ賽論出来テ忽ニ鬪殺ニ及ニ両
- 6 方多ク天亡ホホ疵ヲカフムル者ノ数ヲ知ス實主ノ諍ヒナレハ
- 7 為仲ハ理ヲ得スシテ遂ニ自害シ侍ケリ臨時ノ災
- 8 難偏ニ神罰ノ至ス所也弘仁神祇格ヲ見ルニ掃社
- 9 敬神銷禍致福今聞神宮司等一任ニ終身「(一七ウ)

間枝 叡山文庫天海藏『諏訪大明神画詞』解題・翻刻(上)

- 1 侮黷ホトク一不レ敬崇答屢イタル臻宜ケ自今ニ已後ニ簡ケン扱ツ
- 2 彼氏之中潔清廉貞堪神主者補任限ヲ
- 3 以六年相替ニ当職者生得譜代ナレハ誠ニ
- 4 任限ノサタニ及ハス然ラハ弥ヨ旬日ノ神事ヲ專シテ朝
- 5 夕ノ進退ヲ慎ヘキニ神体ノ号ニホコリテ重禁ヲ犯シ
- 6 父ノ命ヲ背キケレハ不思議ノ事也若又末代後昆ノ禁
- 7 ニヤ有ケン神慮ヲホツカナシ
- 8 絵在之
- 9 京都ニハ八幡太郎折節与州禪門ノ前ニテ仏事聴聞「(一八オ)
- 1 アリケル所ヘ此事聞ヘケレハ驚テ座ヲタツ顔色忽ニカワリ
- 2 大ニ嗔忿ヲ発スル体也眉毛マツ毛ニ逆立ス与州
- 3 禪門見驚テ使者ヲ立テ事ノ子細ヲ尋ネラル、所ニ義シ
- 4 光カ為ニ為仲ヲ討セサセメ生涯ノ遺恨ナリ其跡救ワスハ
- 5 後進ノ勇士豈ニ我ヲタノママヤ早ク濃州ニ下向シテ義
- 6 光カ所存ヲ相尋ヘシト申サレケレハ当座臨時喧嘩
- 7 兼日ノ宿意ヲニアラスア(イ脱カ)エ其恨ヲ残スヘカラス然レトモ
- 8 所当ノ罪科速ニ糺行スヘシ兄弟ノ確執ハ他人ノ嘲
- 9 哂也暫クイキトヲリヤムヘキ由再往諷諫ノ問義「(一八ウ)
- 1 家力及ハス数輩ノ下小人ヲ誅シ彼地ヲ神領ニ付ケラル為
- 2 仲カ子息ノ神五郎為盛子孫多シト云ヘトモ神職ヲ
- 3 ツカス神慮尤恐ルヘシ其後為仲カ弟ヲ為繼ニ
- 4 当職ニ立ツ三日ヘテ頓死又其弟ヲ為次ニ立ツ
- 5 七ケ日ニテ死ス当社三日祝七日祝ト号スルハ則此事也

- 6 父祖タリト云ヘトモ讓補自專セサル謂也仍四男為貞ヲ
- 7 立ッ当職相伝神慮納受余胤十余代ト云ニ相統ス
- 8 当家ノ輩長子ノ外四男ヲ賞翫スト云ハ即此例也
- 9 神職ノ止コトナキ凡慮ノ及フ所ニアラサルヘシ」(一九オ)
- 1 絵在之
- 2 下宮祝金刺盛澄ハ弓馬ノ芸能古今ニ比類ナシ
- 3 神ニ通シケルニヤ異朝ノ養由カ跡ヲ学テ柳葉百歩ノ
- 4 勢百発百中ノワサ昔ノ伝見カ如シ三々九八の手挟
- 5 コイタレカト作り物ハ垂迹ノ神反也如此奇特モ射始メ
- 6 タリ希代不思議ノ達人也木曾冠者義仲ヲ賀ニ
- 7 取テ女子ヒトリ出生シテ親子ノ契約アサカラスサレハ
- 8 寿永式年夏ノ比北国ヘモ相クシテ毎度ノ合戦ニ
- 9 高名シテ越中ノ阿努ト云所マテ随逐シタリケルカ手塚」(一九ウ)
- 1 太郎光盛ハヲト、ヲ留置テ当社御射山神事ノ為ニ
- 2 帰国シタリケリ義仲誅伐ノ後右幕下カ頼朝イキ
- 3 トヲリ深ク彼盛澄ヲ召出シテ梶原平三景時ニ預ケ
- 4 置テ死刑ニ定ヌ関東ノ侍共彼所作ヲ見シト願事渴ニ
- 5 望テ水ヲ求ルカ如シ景時イカニモシテ申シ助ケムト思テ
- 6 カ、ル弓矢ノ上手ヲ召シツカハレ候ハテ失ハレソロハン事ヲ
- 7 シク覚候ト申ケレハサレハコソソレヲ敵ニナシテヲカン事有マ
- 8 シケレト御気色アシカリケレハサ候ハ、トテモウセ候ワンスル
- 9 物ヲ召出シ芸能ヲ御覽セラレ切り候ワハヤト侍共一同ニ」(二〇オ)
- 1 申候ナリト申ケレハサラハトテ召出サル諸国ノ侍上下諸

- 2 人群集見物ス紅ノ水干ニ弓手ノ袖ノ裏ニ月日ヲ出シテ
- 3 折烏帽子ヲ着シテ参リタリ先八的ヲ仕ツレト仰ラレテ
- 4 メテノラチヲコユルクセ馬ヲ下サル梶原カ命ヲ得テ舍人
- 5 窃ニ此ノクセヲ授ケテ渡玉ヲ盛澄心得テ乗タリ一度モト
- 6 ヲサ、リケレトモスコシモ此クセ見セスシテハタ〜ト射テヲ
- 7 タリ不思議ノ事ト思食テ今一度仕ルヘシト仰下サル的ヲ用
- 8 意セスト申タリケレハ其的ノワレヲ仕レト仰アリ貴命ニ
- 9 随テ重テ是ヲ射ルニ一モハツレス幕下ヲ始テ諸人感歎セスト」(二〇ウ)
- 1 云事ナシ又申ヲ仕レト仰セラル御気色ノ趣トテモ助カル
- 2 ヘカラス弓箭ニ疵ヲ付テモ生涯ノ恨也ト盛澄思ヒ切テ堅ク
- 3 辞退シ侍リケレハ今ハハツレタリトモ何カハ苦シカルヘキ争カ直ノ
- 4 仰ヲハ背ヘキ只仕ツレト景時アナカチニ勇ケレハ心中ニ
- 5 折念ノ旨有テ奇瑞現前ス仍カリマタヲネチマワシテ
- 6 又打出申ヲフツ〜トイ切テトラス貴賤上下ノ、メキアヘリ
- 7 シハシトヨミヤマス申モヲ召出シテ御覽スレハ上五寸計切レ
- 8 テ残寸法同シ其時人力ノ及所ニ非ス併神職ノ故也ト右幕
- 9 下信仰ヲコリケルニヤ切テクレタカリツル物ヲト二度マテ仰」(二一オ)
- 1 ラレテツイニ免許有ケリ
- 2 絵在之
- 3 其後当国ヨリ義仲被官ノ族六十余人同時ニ召上セ

- 4 ラレタリケルヲモ盛澄カ重科ナヲ厚免アリ況ヤ是等ハ
- 5 皆我等カ徒党也同先非ヲナタメラレハ何後昆ノ勇ヲ
- 6 ナサ、ランヤト申ヤサシク申上道理ナリトテ悉ク救免
- 7 アリケレハ同道シテ下向シ侍ケリ景時カ行跡是程ノ
- 8 仁徳ナシトテ時ノ人一同ニ悦アヘリ是併ラ当社ノ神驗
- 9 カタシケナシト申ケルサレハ諏方下宮上座ノ堂ト申所ニ^(二二ウ)
- 1 景時カ墓ヲタテ今ニ及マテ彼跡ヲトフラウトナン禽獸ニ致ルマテ
- 2 恩徳ヲムクウ心サシアリ何況人倫ヲ順逆ノ結縁現当ノ
- 3 化導本誓誠ニ相応セルニヤ
- 4 絵在之
- 5 承久式年冬湖水ノ御渡違例セリ^{是等諸人怪ト}
- 6 思処ニ同三年五月天下ノ大乱起リテ都鄙軍旅ヲ馳セ
- 7 ト、ノフ関東ニハ左京権大夫平義時朝臣諸國ヲ相
- 8 催ス事有リ信濃國其專一也神氏ノ一族各相談テ云当
- 9 社大祝此レヲ神体トシテ崇敬異他ノ重職ナリ仍当職ノ^(二二オ)
- 1 間ハ郡内ヲ出ル事ナシ況他國ヲヤ潔斎嚴重ニシテ
- 2 カツテ人馬ノ血肉ニ触レス將來此職ヲ相統スヘキ類ヒハ
- 3 予能ク其身ヲ慎來レリサレハ保元平治逆乱事
- 4 永養和ノ征伐ニモ庶子親類ヲ遣シ所謂祢津神
- 5 平貞直千野六郎光弘藤沢次郎清親
- 6 等は也今度ハ君臣ノ争上下ノ鬪也天心測カタ
- 7 シ宜ク冥鑑ヲ仰ヘシトテ時ノ祝敦信大明神室
- 8 前ニシテ可否ヲ卜筮シケルニ速ニ発向スヘキ神判

間枝 叡山文庫天海藏『諏訪大明神画詞』解題・翻刻(上)

- 9 アリ疑殆ト立所ニ解テ長男小太郎信重ニ一族^(二二ウ)
- 1 家人ノ勇士等相副テ發遣セシム神氏ノ正嫡自ラ戦
- 2 場ニ臨事是最初ナルヘシ時ニ宮鳥數百前陣ニ飛
- 3 行ケルヲ見テ士卒皆渴仰ノ思ヲナセリカクテ尾張ノ
- 4 國葉栗原ニ到ヌレハ其勢三千余騎也美濃國大
- 5 井戸ト云フ所ニ着キヌ又此間日ヲフル五月雨猶晴間ナク
- 6 シテ此境ノ大河漲出ニケリ波ハ關兩岸ニ溢テ淺深
- 7 スヘテ弁カタシ向ノ岸ニハ西軍數千陣ヲ張り鎌ヲ調テ待
- 8 カケタリ軍士暫ク佇立スル処ニ例ノ瑞鳥千萬翼兵
- 9 馬ノ前ヲ數遍飛マワリテ敵陣ノ背後ヲ困マントスル^(二三オ)
- 1 勢ヲナシテクタリ瀨ニ飛渡リケレハ大勢ノ鳥ノ飛ニシタカ
- 2 ヒテ同時ニ河エ打入タリ古老ノ村民夕ニ未タ知サル淺
- 3 瀨ナリ大軍一騎モラクレス着岸ス敵軍後ヲタ、
- 4 レシト一戦ニ及ス干戈ヲ捨テ、乘馬ヲ離テ退散シヌ是
- 5 東山道ノ前陣也其ヨリ入洛ノ日ニ至マテ度々ノ戦功拔
- 6 群ナリシカハ後日ニ義時朝臣書札ヲ敦信祝ニ送テ勲
- 7 功ヲ褒美シ神驗ヲ感歎ス委細ノ趣書載ニ及ス彼
- 8 状今ニ相伝セリトソ聞ユル然間抽賞傍倫ニコエ名譽
- 9 當時ニ盛ナリ其後神家ノ輩多ク西國北國ニ居住シ後^(二三ウ)
- 1 胤ナヲ相統セリ豈皆彼時恩賞ノ地ナルヘシ凡我神
- 2 三韓征罰ノ曩意未忘レ玉ハサレハ神氏武勲ノ業
- 3 永世相承左右ニアタワサル者歟
- 4 絵在之

- 5 後醍醐院重祚ノ初^メ建武二年八月大乱ノ後大
- 6 祝頼繼ハ父祖一族朝敵ニナリテ悉クホロヒテ後宝殿^ニ
- 7 テ失ナフヘキカト従人等計ケルニ神告アリテ当郡ノ内
- 8 原^{狩野神也}ニカクレ居タリケリ境ヲ越^メ又重禁アレハ
- 9 郡内ヲモ出ス進退惟ニ谷^テ身ヲカクスニ所ナクソノモイ^ニ(二四オ)
- 1 ケル当職^ハ一門政頼^{号藤沢} 拜任^ス一代^モ凡人ナリテ
- 2 叶サル事也マシテ庶流^トシテ既ニ十代^ヲヘタリ神慮^{ニモ}
- 3 背ヘキ由古実ノ輩カタフキ申ケレトモ御方^ニヲキテ
- 4 其仁ナキ間力及^ス勅裁^ニアリケリサレハ柏井宮^ニテ
- 5 祝立先規ヲ執行サントシケルニ死人現形^ス又清
- 6 器^ニ向ヘハ盤ノ上^ヲ踊上^テ破裂^ス神慮^ニ背ケル先表^ヲ
- 7 恐^テ猶予^スサレトモ当職居所^ニ号神殿ニウツリ居タリ
- 8 ケリ彼在所^ハ山岳也原山^ハ目前脚下也頼繼^ハ七
- 9 歳ノ小童ニテ随逐ノ輩四五人皆壯年也大敵^ヲフ^ニ(二四ウ)
- 1 セキ巨又朝夕ノ煙火歴然ノ間穴^ヲホリテ火^ヲ見セス深
- 2 更^ニ及^テ食^ヲマウケテ纔^ニ身命^ヲ続ケリ又当敵ノ党
- 3 類事^ヲ狩獵^ニヨセテ山中^ニ充滿シテ是^ヲサカス既^ニ近付時^ハ
- 4 自殺カマヘヲ至^シケリサレトモ霧霞ヘタ、リ暗夜如シテ
- 5 自隱形ノ術ヲナス又食尽レハ米豆塩酢^ヲ荷担^{シテ}雜
- 6 駄兩三疋迷^ヒ来^リテ父母ノ嬰兒ヲ撫育スル^ニ同^シ又鳥^ハ
- 7 木ヨリ下^リテ求^メサルニトラル鹿穴^ニ入^テ自然神体ノ供祭^ヲ
- 8 備^フ又山河ノ中^ニ水結^{ヒテ}御渡跡現前^ニ奇特ノ思^ヲ肝
- 9 命シテ随喜ノ涙眼^ニ浮^フカクテ神反ノ不思議^ハ一兩年^ニ(二五オ)

- 1 及^ト云ヘトモ朝敵ノ子孫ナレハ救ヘキ人ナク馮ムヘキ方ナシ
- 2 天道^ニ向^テテ徒^ニ旬月^ヲ送り神慮^ヲ仰^テヒソカニ祿運^ヲ待ケリ
- 3 絵在之
- 4 カ、リケル程^ニ思ハサルニ君臣^ヲトアリテ関東ノ將軍京
- 5 都^ニ責上^ル由風聞^ス雌雄未決^セサル所^ニ国家ノ安否^ハ
- 6 当社神体^ニヨルヘシトテ当国守護人小笠原信濃
- 7 守貞宗甲州守護武田駿河守同三年正月一日
- 8 武家ノ方人トシテ当郡^ニヨセ来^ル政頼追落^{シテ}頼繼^ヲ
- 9 トリ出^シ本職^ニサタシスヘタリ習^マ日^ニ日御渡アリ旧^カ如ク^ニ(二五ウ)
- 1 遵行^ス神官氏人弥渴仰ノ思^ヲ悦^シ奉幣^ヲ捧^テ群集^ス
- 2 又大小神事相続シテヲコタリナシ遂^ニ武將ノ合戦利^ヲ得^テ
- 3 同十日入洛アリケリ神明ノ奇特諸人ノ美談^アヘテ書述^ルニ及^ハス
- 4 絵在之
- 5 縁起第三 絵隆盛
- 6 詞円満院二品親王御筆
- 7 後宇多院御宇弘安武年^{己卯}季夏ノ天当社神
- 8 事時日中^ニ反異アリ大竜雲乘シテ西^ニ向^フ参詣諸
- 9 人眼精ノ及所^ソコハカトナシ雲間殊^ニヒハラノ色ヒク^クト^ニ(二六オ)
- 1 見^ユ一竜^カ又数竜歟首尾^ハ見^ヘス何様^{ニモ}明神大身^ヲ
- 2 現シテ本朝眞眞^ノ力^ヲ入^レマシマス勢^イ也何事ノ先表
- 3 ナルラント^ヲホツカナシ同御代ノ始^メ千^ノ永^{十一年}十月蒙古ノ

- 4 襲来^{カサネ}ノ時尊神御発向ノ故ニ賊ノ船漂倒スル事アリ
- 5 シカレトモ是程ノ事ハナカリキ此タヒハ何カナル事ノアルヘ
- 6 キヤラント疑^ラナス所ニ大元ノ將軍夏貴范文虎使
- 7 等ヲ襲来六百万艘舟ヲ和漢中間ノ大洋ニ連続
- 8 シテ其上ニ大板^ヲ敷^キツ、ケテ人馬往復ニ道ノ浮
- 9 橋ヲナサント算数シテ先陣カツク、数万艘来朝シテ」(二六ウ)
- 1 後陣ノツ、クヲマツト聞ユルニ同六月廿五日悪風俄ニ吹
- 2 来テ彼兵船或ハ反覆^{ハシフク}シ或破裂シテ軍兵皆沈没ス
- 3 適船具料板チルニ取付テ浮ヒ出ル輩ハ釘カスカイニツラヌ
- 4 カリテ白刃赤肉ヲ切ニコトナラス流血^{ウツラ}湖ノ浪ヲソメ死
- 5 骸海上ニ充滿ス勝載兵具ノ浪ニウカフ事秋ノ木葉ノ
- 6 水上ヲホフルカ如シ希有ニシテ助カル諸將等悉イケ取ニ
- 7 ナリテ関東ニ下サレテ遂ニ誅伐セラレヲハリヌサテハ
- 8 尊神化現ノ御体ハ本社ヨリ鎮西箱崎ノ社博多^{ハカタ}ノ津
- 9 ニテ同時ニ是ハサセ賜タリケレハ石築地発向ノ軍」(二七オ)
- 1 卒等^モ貴ミアヒケルト後コソ聞ヘタリケレ又大洋ニテモ
- 2 凶賊是ヲ拝見シテ恐怖渴仰シケルカ適ノカレテ
- 3 帰郷ノ士卒事ノ由ヲ語リ伝ヘタリケルトテ元朝常州ノ
- 4 毘清^イ県ト云所ニ日本諏方大明神ヲ勧請シテ今至マ
- 5 テ厳重ノ祭礼ヲ致ス也其ノ時ノ奇特已敵国ニ及ヘリ
- 6 諸神^{ニモ}勝サセ給ヒケル事ハ疑ヒナキヲヤ凡我朝ハ神
- 7 国也澆季ナリト云ヘトモ神反ノ不思議言詞翰墨^モ及ヒ
- 8 カタシ異国是ヨリ恐怖ノ思ヲヤメ本朝ニ是ニヨリテ淳^{スナサ}

間枝 叡山文庫天海藏『諏訪大明神画詞』解題・翻刻(上)

- 9 素ノ古ハニカヘル吾神靈徳古今如此」(二七ウ)
- 1 絵在之
- 2 当社ノ威神力ハ末代也ト云ヘトモ掲焉ナル事多中ニ元亨
- 3 正中ノ比ヨリ嘉曆年中ニ至ルマテ東夷蜂起シテ奥
- 4 州騒乱スル事アリキ蝦夷^{エソ}千島ト云ヘルハ我国ノ東北ニ
- 5 当テ大海ノ中央ニアリ日ノモト唐子渡党此ニ類各
- 6 三百三十三ノ島ニ群リ居セリト一島ハ渡党ニ混其内^ニ
- 7 字曾^(韓子別脱カ)利ト万堂宇満伊犬ト云小島トモアリ此種
- 8 類ハ多ク奥州津軽外ノ浜ニ往来交易ス夷一把ト
- 9 云ハ六千人也相聚ル時ハ百千把ニ及ヘリ日本唐子ノ」(二八オ)
- 1 二類ハ其地外国ニ連テ形体夜叉ノ如ク变化無窮ナリ
- 2 人倫禽獸魚肉等ヲ食トシテ五穀ノ農耕ヲ知ス九
- 3 訳ヲ重ヌトモ語話ヲ通シ堅シ渡党ヲ和国ノ人ニ相類
- 4 サ^(マ)但鬚髮多シテ遍身ニ毛ヲ生セリ言語俚野
- 5 也ト云トモ大半ハ相通ス此中ニ公超霧ヲナス術ヲ傳ヘ
- 6 遠隱形ノ道ヲ得タル類モアリ戦場ニ望ム時ハ丈夫ハ甲冑
- 7 弓矢ヲ帶ノシテ前陣ニ進ミ婦人ハ後塵ニ随テ木ヲ削テ
- 8 幣帛ノ如クニシテ天ニ向テ誦呪ノ体アリ男女共ニ山谷^{タニ}
- 9 經過スト云トモ乘馬ヲ用ス其身ノ軽事飛鳥獸ニ同シ彼」(二八ウ)
- 1 等カ用ル所ノ箭ハ遺骨^(マ)鍔^(マ)シテ毒薬ヲヌリ纒ニ皮
- 2 膚ニ触レハ其人斃死^(マ)スト云事ナシ根本ハ酋長^(マ)モナ
- 3 カリシヲ武家其ノ濫吹ヲ鎮護センタメニ安藤太ト云物ヲ
- 4 蝦夷^{エソ}ノ管領トス此ハ上古ニ安倍氏悪事ノ高丸ト云

- 5ケル勇士ノ後胤ナリ其子孫ニ五郎三郎季久又太
- 6郎季長ト云ハ從父兄弟也嫡庶相論ノ事アリテ
- 7合戦数年ニ及フ間兩人ヲ関東ニ召テ理非ヲ裁決之
- 8処彼等^カ留主ノ士卒數千夷賊ヲ催集之外^ト
- 9浜内末部西浜折曾闕城郭ヲ構テ相争^ル（二九才）
- 1兩城嶮岨ニヨリテ洪河ヲ隔テ雌雄互ニ決シカタシ因
- 2茲武將大軍ヲ遣テ征伐スト云ヘトモ凶徒弥盛シテ
- 3討手宇津宮ノ家人紀清兩党ノ輩多以命ヲ
- 4墮^キ漸深雪ノ比ニ及ス貞任追討ノ昔ノ如ク年序ヲ累ムト
- 5カサネ衆人怖畏ヲ致所ニ或夜深更ニ当社宝殿ノ上ヨリ^{（留主）}
- 6明神大竜ノ形ヲ現テ黒雲ニ駕シテ良ノ方ヲサシテ向
- 7給ケル諏訪郡ノ内山河大地草木湖水皆光明ニ映
- 8徹セリ同夜同時ニ奥州ニ現シ給ケルトソ後日ニハ注進セシ
- 9爰ニ季長カ從人忽ニ城郭ヲ破却シテ甲ヲヌキ弓ノ絃ヲ^{（二九ウ）}
- 1ハツシテ官軍ノ陣ニ降リヌ三軍万歳ヲ称シテ則関東ニ歸
- 2ケリ凡神ノ奇特三韓征罰以來延曆桓武ノ御宇ニハ
- 3將軍ト身ヲ現シテ官兵ノ戰功ヲ扶助文永弘安ノ皇
- 4朝ニハ大竜ト身ヲ顯テ蒙古ノ強暴ヲ対治ス嘉曆近年
- 5又以加クノコトシ本朝擁護ノ神德異賊降伏ノ靈威
- 6影響ノ冥応古今日新ナル者也
- 7 繪在之
- 8後醍醐天皇隱州遷幸ノ後元弘二年八月一日
- 9神事ノ最中又晴天ノ白雲大小ノ段々皆人尊ノ形ニ^{（三〇才）}

- 1変ス其姿白旗サシツ、ケタル大軍發覺ノ勢數十
- 2町ニ及フ化軍ノ多少面々ノ所見不同也或ハ數千騎或
- 3數万騎ト申アヒケリ当社ヨリ西ノ山ヲコエテ東ニ向テ社
- 4壇ノ上ニカ、リテ後太靈雲散乱ス御射山下向ノ貴
- 5賤当国他国ヨリ群集ノ諸人はヲカミテ奇異ノ
- 6思ヲナス此比ハ西国擾ミタレ時節ナレハ先例ノ如ナラハ本
- 7社ヨリ西ヘコソ向ハセ給ヘキニ此怪異吉凶不審也料簡
- 8及ヒ堅由古老神官氏人申アヒタリケルニ去年ヨリノ兵
- 9軍猶ヤマスシテ翌年五月大乱ヲコリテ都鄙一転ス^{（三〇ウ）}
- 1不思議也シ事也仍旧記ニ統テ末代伝ントス
- 2 繪在之
- 3当社別宮ノ事雲州杵築和州三輪撰州ノ
- 4広田西宮信濃州南宮等也主伴ノ不同アリト云トモ
- 5当社分座ノ儀本記ノ所見分明也其外日吉三宮
- 6八王子兩社ハ当社上下宮也ト云事語伝タリ本地同
- 7体実ニ故ヘアルモノ歟委ク述ルニイトマアラス抑本国水内ノ
- 8郡善光寺別社ノ事日本記第卅ニハ持統天皇五
- 9年遣勅使祭諏訪水内神等ト見タリ又延喜神^{（三一才）}
- 1祇^{（マ）}ニハ諏方郡南方刀善神社ニ座水内郡
- 2建御名方田富命ト彦神別神社ト云ヘリ当社ノ
- 3分座疑ナシ是則当郡善光寺郭内ノ当社也
- 4毎夜寅時大明神御入堂アリテ内陣ノ扉ヲ閉テ
- 5諸人三業シツメテ法施祈念ス暫アリテモトノ扉

- 6 キリノトナリテ開ケテ御出ノ勢ヒアリ嚴重不思議ノ事
- 7 也凡我大明神仏法ニ帰シマシマス事諸社ニ超過シ
- 8 給ヘリ然間開成皇子般若書写ノ首ハ白鷺池ノ
- 9 波ヲ掬シテ硯水ヲ湛ヘ慈覺大師如法写経ノ時ハ鷲^{ニハビハン}（三二ウ）
- 1 峰ノ風ヲシタヒテ守護ヲ致仏生至令節^{ニハビハン} 薺繫^{サカウシ}
- 2 蘊藻ノ礼奠ヲ止メテ梵唄歌讚ノ法会ヲ修シ七月八
- 3 月ノ斎日ニハ孟蘭孝養ノ誠心ヲ表シ殺生慈悲ノ
- 4 本懐ヲ顕ス是ニヨテ弥陀三尊ノ靈像ヲ敬テ毎夜ノ影
- 5 向ヲタレ給フ神慮コトニ甚深也当寺ハ繼体天皇
- 6 御宇善記四年本尊阿弥陀三尊百済国ヨリ
- 7 波ニ浮テ日本撰津国難波津ニ来着シ給フ貴
- 8 賤ユエヲ知ス其後卅七年ヲヘテ欽明天皇十三
- 9 年仏法伝来ス此時初メテ仏像ヲシルサレハ当寺本尊ハ（三三二オ）
- 1 本朝仏法ノ最初也靈仏靈神寺社ヲ一所ニ並ヘテ
- 2 現世当来ノ求願ヲ二世ニミテ給ヲ当州ノ規模
- 3 他国ニ卓礫セルモノヲヤ
- 4 絵在之
- 5 文明四年壬辰 夷則上旬於高野山悉地院
- 6 従一昨日至今日書写功畢八日酉刻
- 7 諏訪大明神画詞
- 8 縁起第五 絵
- 9 詞青蓮院^{此卷ハ後ニ書録入縁起ニ云}一品尊道親王御筆」（三二ウ）
- 1 祢津神平貞直本姓ハ滋野ナリシヲ母胎ヨリ神ノ

間枝 叡山文庫天海藏『諏訪大明神画詞』解題・翻刻（上）

- 2 告アリテ神氏ニ約テ大祝貞光猶子トシテ字ヲ神
- 3 平トソ云ケル諏方郡ノ内一庄ノ領主トシテ保元
- 4 平治ノ戰場ニモ向ニケリ武勇業ククミニアラス東^{マモ}
- 5 国無双ノ鷹匠ナリ只今打ヲロシタル荒鷹ハトヲ
- 6 モ多年使入タルカ如クン用ヒケルサレハ此道ノ名譽モ
- 7 今ニクチセストソ聞エケル或時内神事ニ聊触穢ア
- 8 リケル故ニヤ多ノ鷹ノ中ニ秘藏シタル小鷹ヲソラシテ
- 9 行方ヲ知ラスナリヌ兩三年ノ間夫婦トモニ旅行ノ」（三三三オ）
- 1 事アリテ浅間高麓ヲ過ケルニ高天ニ雲ヲシノク飛
- 2 鳥アリ髣髴シテ何ニ鳥姿トモ見ヘス貞直能
- 3 々見ルニ鷹ナラント思フ程ニ妻女乗輿ノ中ヨリノソミテ是ハ
- 4 一トセソレニシ小鷹トヲホユル也ヲイテ見ヨトテヌ
- 5 クメ飼ニ用意シタリケル鳥ノ別足ニ鷹ノ装束一具
- 6 副テ輿ヨリヲシ出シタリ貞直此ヲ取テ野原ヘ打出伝
- 7 喚カケツ拳ヲ上ケタリケレハ鷹ハ肩ヲツクリテ落カ、
- 8 リヌ臆テサシ留テ見レハ疑ナキ其ノ鷹也火中ノ蓮ヨリモ
- 9 不思議ニ華表ノ鶴ヨリモ珍シク覺テトモ越秘」（三三三ウ）
- 1 蔵シテケリ此妻室ハ婦人ノ身ナカラ丈夫ノ芸ニモ達シ
- 2 タリケル中ニ鷹ニヲイテハ妙ヲ得タリケルトカヤ其後
- 3 此鷹ヲハ雲井丸トソ喚ケル或知音ワリナク係
- 4 念シケル間力ナク遣テケリ其時当社頭役人御
- 5 贄ノ狩ノタメニ度々所望シケレトモ固辭シテ与サリ
- 6 ケルヲ神慮ニヤトカメヲホシ召ケン此鷹ノ主俄カニ両

- 7 眼明^ヲ失ケリ驚^キ懼^テ件鷹^ニ神馬^ヲ相副^テ社
- 8 家^ヘ奉ケリ盲者^ノ行末^{ヘイ}フカシクソ覺侍
- 9 絵在之[」](三四オ)
- 1 正応ノ比当国御家人小諸大郎ト云物当社頭
- 2 役ノ時下部下女等隣国上州ニ越^テ朝ノ市ノスキケ
- 3 ルニ関東ノ執権貞時朝臣ノ管領シケル杲円
- 4 尋常^{尋常}左衛門^{左衛門}代^代従人等牛^ヲカイテ下女^ヲイカケ
- 5 タリケル程ニ口論^ヲシ出^テ打擲^ヲ傷^ニ及ヒケルカ権
- 6 勢ニホコリテ聽^テ彼下人^ヲ誅セントスル所ニ忽眼暗ナリ
- 7 テ犯人ノ首^ヲ打ハツス事両度ナリ剩大刀^ヲ土^ニ打
- 8 立^テ三^ツニ折タリ実^ニ本地千手観音^ニテ^ヲハシマ
- 9 セハ尋段々壞ノ御誓^モ思合^テ貴^シ」(三四ウ)
- 1 絵在之
- 2 国ノ注進^ニ就^テ鎌倉^ニ其裁断^{アル}所^ニ貞時朝臣
- 3 靈夢^ヲ感ス大竜評定所^ニ現ス左右ノ人^ニ故^ヲ問
- 4 諏方明神眷属小諸^カ方人也^トイヘリ合掌シテ
- 5 其答^ヲ免^スヘキ由夢中^ニ祈念^ス仍重科^ヲナタメ終リ
- 6 又是則当社ノ頭役人謀反八逆免許ノ先規也
- 7 然^ルヲ彼神役已後杲円^カイキト^ヲリ猶ヤマラスシテ
- 8 頻訴申間社家恐怖ノ所^ニ則御射山ノ祭庭^ニシテ
- 9 童女詫宣^ニ云杲円神威^ニ伏セス我神人^{ニア}タリ[」](三五オ)
- 1 明年五月以前^ニ其命^ヲ召^ヘシ神人恐^ヲナス事ナ
- 2 カレト奇特嚴重ナリ神詫^始殆^トナシ然^{トモ}權勢^ニ

- 3 恐^テ口^ヲシテ鼻如クナラシム翌年四月廿八日杲
- 4 円誅^ヲ被^テ一家皆滅亡ス神罰新ナル事万人
- 5 渴仰セスト云事ナシ翰墨及カタキヲヤ
- 6 絵在之
- 7 相州鎌倉ノ里^ニ住ケル男年齢廿計也ケル
- 8 カ傷寒^ヲ病^テ絶入シテ半時計ノ程^ニ蘇生
- 9 シテ語ケルハ虚空^トヒテソ^ヲヨリ漸^ヲチクタルト[」](三五ウ)
- 1 思程ニ焰王宮ノ庁庭^ニ至^テ金鎖^ヲ付^{ラル}童
- 2 子出^テ現シテ問答セントスルニ後ヨリ淨衣立烏
- 3 帽子ノ老翁来^テ云此男ハ今年諏方神役人
- 4 ナリ今度ハ反給^ヘシトテ則彼ノ鎖^ヲ淨衣ノ人手
- 5 ツカラトキユルシテ背^ヲツカミテ遠クナケアク
- 6 ルト思^テ病席ノ障子^{ツヨク}アタリテ蘇生セシ
- 7 ムト云看病ノ輩不思議ノ思^ヲナシテ則食水
- 8 ラス、ム親戚ノ族里ノ友或喜悅^ヲ含^ミ或感
- 9 涙^ヲ拭^フ其年神役故ナク遂ルノミニアラス年[」](三六オ)
- 1 年歳々参詣^ヲコタラス弥^ヨ帰^レ仏信^レ法^ヲ志^シ
- 2 深^クシテ偏生来ノ事^ヲイトナム現当ノ所願定^テ
- 3 満足スラン神明ノ擁護実^ニ空カラサル物也
- 4 絵在之
- 5 下野国那須郡雲巖禪寺ハ勅諭仏国禪
- 6 師高峰和尚開山名刹也和尚当寺ハ初祖
- 7 西来ノ意^ヲ弘通セラシ乾元嘉元ノ比信濃

- 8 国窪寺ト云所ニ觀空トテ一人ノ沙門アリ不立
- 9 文字ノ宗風ニ不レ信慢心ヲ起シテ宗論ノタメニ」(三六ウ)
- 1 境ヲコシ彼寺ノ門前ニ旅宿セシ目日出日コトニ
- 2 參学法戰ス爰ニ一ケノ小蛇有テ此僧ニ形ノ如
- 3 隨^(マ)シテ方丈ニ入時ハ当下ニ脱レ兩日芒鞋^(マ)
- 4 上ニ蟠^(マ)流^(マ)是ヲ守護スル体也人奇異ノ思ヲナシ
- 5 ケルカクテ数月ヲ送ル程ニ良遂麻谷ニマミヘシ
- 6 機縁ヤ熟シケン忽ニ单伝心印ノ旨ヲ仰信スル
- 7 意ツキテ衣鉢ヲウケ名字ヲ改テ和尚ノ小
- 8 師トナリヌ妙通上座トソ謂ケル則仏前ニシテ
- 9 多年所持ノ經教^{并ニ}衣服ヲヤキアケルニ
- 10 寺前ノ独秀峰ニ數百人ノ声シテ一同ニ大ニ」(三七オ)
- 1 ワラヒケリ天魔所為ナルヘシ
- 2 絵在ナリ
- 3 其後此僧本所ニ立帰テ草庵ヲ結独住シテ
- 4 履^(マ)錢ノ工夫年序ヲ送ケリ彼所ノ地頭且越
- 5 ノ契約シテ帰信崇敬シツ、子息ノ小童喝食
- 6 ニナシテ同宿セシム或年且那諏方ノ祭祀
- 7 ノ頭役ニアタテ潔斎シケリ妻室喝食産
- 8 生ノ事アリ神事ノ触穢ヤアリケン産婦俄ニ
- 9 狂乱ノ氣出来テ治療術ヲ失ニヨリテ家主」(三七ウ)
- 1 彼通ヲ請シテ云此病婦ノ体匪直也争^カ試祈
- 2 念シ給^イナンヤト云上座年来修学ノ薰修ヲ思

- 3 出シテ誦呪加持シケレハ当社明神ノ女人ニ
- 4 詫シテ種々ニ法文ヲ演^ヘ給^フ平生無智ノ女性
- 5 諸宗ノ奥蔵ヲ挙揚シテ弁説無窮談論
- 6 時ヲウツセリ其間ノ義理委ク記スルニアタハス明神
- 7 カクノ玉ハク恨ラクハ汝行道ノ我未^タ除カスシテ
- 8 顯^シ密^ノ工夫熟シ堅^キ事^ヲ上座神託ヲ奉テ
- 9 涕淚悲泣シテ慚懺悔ス靈神アカリ」(三八オ)
- 1 給^ヌレハ産婦本ニ複^(マ)シヌ師檀共ニ社頭ニ詣
- 2 テ暮^{カヘリマウシ}賽^ノ札ヲ致ケリ僧ハ七日昼夜參籠
- 3 シテ大般若經ヲ真読シケルニ結願ノ夜暁
- 4 更^カニ至^テ宝前山ノ麓ノ岩石ノ上ニ金色ノ神
- 5 童化現セリ四辺ノ草木土石皆光輝ヲ發
- 6 スルカコトシ蛇体柔和ノ相好ヲ示シテ兩三度
- 7 點頭シ給ニ渴仰ノ思弥ヨ心肝ニ銘ス此瑞
- 8 唯独リ自明了ノミ余人所^ヨ被^レ見ナリキ尚七ケ日ノ
- 9 延テ両部ノ読誦ヲ果シテ無ニノ法樂ヲトケ、リ」(三八ウ)
- 1 然シテ此僧歳ノ旬月ヲモヘス末後了々ニシテ
- 2 端坐入滅^ス隨^テ逐^ノ喝食ヲ仏国禪師ニ申
- 3 置テ鎌倉ヘ送りケリ和尚我^カ小師トシテ
- 4 妙通喝食トヨハレケルトカヤ今ノ在公此山
- 5 和尚是也元国ノ名師ニ反參シテ本朝大利ノ
- 6 住持ニイタレリ
- 7 絵在ナリ

- 8 嘉元ノ比当国ノ御家人小坂孫三郎盛直重キ
- 9 トカアリテ硫黄カ島ヘ流セ^(マ)レタリケルカ当社^(マ)」(三九オ)
- 1 御射山ノ酒室ノ頭役人ナリ先規ニ任セテ免
- 2 除アルヘキ由愁^(ウ)キ申ケレトモ其比執權時村朝
- 3 臣ト越訴ノ管領宗方^(ウ)確論ノ事アリテ神
- 4 訴モ空シカリケル彼妻子悲歎ノアマリニハタシニ
- 5 テ百日当社ヘ參詣ス靈夢アリテ神鑑ヲマチ
- 6 ケル所ニ同三年四月関東兵乱アリ時村朝
- 7 臣ヲハ勇士等聞アヤマリテ誅戮シ畢ヌ宗方
- 8 凶害トソ聞ヘシ然間纒^(ウ)ニ二旬ヲ経テ宗方又
- 9 誅ニ伏ス末代ナリト云ヘトモ神罰不思議也トテ^(三九ウ)
- 1 同八月早船ヲ立ラレテ召反サレ畢ヌ当社靈
- 2 威嚴重ナリシ事ナリ
- 3 絵在ナリ
- 4 信濃国住人和田隱岐前司繁有当社頭
- 5 役ノ時流鏑馬闕如シ一族^(ニ)石見入道ト云ケルニ
- 6 赤黒駿良馬ヲ立飼ケルヲ借用シケルニ古敵^(ノ)
- 7 宿意アリテ借与ニ及ハス是ハ使者ノ詞ヲタ
- 8 ニモ聞入サリケリ祭礼ノ日ニ当テ此馬俄^(ニ)病惱シ
- 9 テ既ニ斃^(ハ)トシケルカ左右ノ耳忽ニ失ケリ奇異思^(ラ)」(四〇オ)
- 1 ナシテ情思案ルニ揚馬ニ借タリシ事ヲ思出^(テ)
- 2 神道種々ノヲコタリヲ啓シテヲ付テ本社ノ神
- 3 馬ニ献ニケレハ病馬立所^(ニ)平喻^(シ)シテ水草念
- 4 モ本ニ復ニケリ両耳漸々出現シケレトモ本ノ如ク
- 5 ニハアラサリケリ近來当社ニ小耳ト云フ名馬^(ハ)
- 6 則是ナリ
- 7 絵在ナリ
- 8 元弘二年ノ秋ノ比日中ニ僧一人疲馱^(ニ)乗テ相模
- 9 入道高時ノ宿所ノ南庭馳入ル館^(ハ)ノ内騷動^(ス)四^(ウ)」(四〇ウ)
- 1 方ノクキヌキ蓮誦^(マ)シテ馬牛ノ通路ナシ又昼夜
- 2 ノ警固ヒマナシ只事ニアラストテ家人等中門ニ
- 3 出^(テ)其故ヲ問ケレハ是レ諷方大明神ノ御使也
- 4 主人ニ対面スヘシト申ケレハ唐カキノ問ニテ問答^(ス)
- 5 神託トテ謂ケルニ代々当家ヲ守リテ久カリツレ
- 6 トモ運命漸カタムキテ滅亡ノ期ニ至ケリ神力
- 7 モ及堅シ明年ノ春夏ヲヘスコスヘカラス不便
- 8 ナリトテ涙ヲナカシテ又走出トス狂人カ怨敵
- 9 歎不審ナリトテ竹井入道トカヤニ預ラレケリ^(四一オ)
- 1 夢中ノ人ノ如シテ旬月ヲ送リテ後子細ヲ尋
- 2 ネケレハ信州伊賀良庄ノ草庵^(ニ)独住多
- 3 年定坐久ク待キ今度往復ノ行程^(モ)覚
- 4 悟分明ナラストテ忙然タリ有驗ノ僧ヲ
- 5 本社ニホメテ例ノコトク祈祷アルヘシナト聞
- 6 エケリ^(マ)ニ漸大軍発向都鄙ノ物念相統
- 7 シテ其実モナカリケリ翌年ノ五月ニコソ万人
- 8 思食セケレ不思議也事トモナリ

9 絵在ナリ」(四一ウ)

- 1 渋谷ノ某トカヤ当社祭礼ノ頭役ニアタリ
- 2 タリケル比東寺供僧ニ年来師且ノ約ヲナセ
- 3 ルアリ鷹ニヨカリヌヘキ犬ヲ飼ケルヲ所望シケ
- 4 レハ罪業ノ因ヲ痛ミテ他所ニ遣ハシヌト謂テ
- 5 カクシテンナリ(マ)彼僧忽ニ靈夢感スル事アリ此
- 6 犬近ク前ニ来テ悲泣愁歎ノ体ナリ故ナルラント
- 7 思フニ傍ニ黄衣ノ神人両三輩現テ示サク此
- 8 犬善根値遇ノ機縁アリテ当社大明神
- 9 逆縁化道ニ預カランスルヲ主人ヲロカニシテ」(四二オ)
- 1 悋惜リクスルニヨリテ涕泣ノ相ヲ顯スト云ト見テ去テ
- 2 此僧隨喜感歎シテ其夜ノ未明ニ檀那方ニ
- 3 送ツカハサントスルニ件犬階ひノ下ニ病フシテ起歩ムニ
- 4 及ハス数日食ヲ断テ終斃ニケリ来生果イカ
- 5 ナリケンヲホツカナシ明神慈悲ノ本誓凡慮ノ
- 6 思ヲ量スヘキニ非サル物ヲヤ此事年序(マ)来遠
- 7 カラス師且共ニ現在セリ如此奇特靈異万
- 8 物ニ被シメテ勝計スヘカラスト云ト分明ニ聞及
- 9 事ヲノミ書アラハス所ナリ」(四二ウ)
- 1 絵在ナリ
- 2 以王縁起畢縁起本ハ上中下三卷也後日ニ
- 3 二卷ハ書統入云々後々二卷ハ詞青蓮院一品
- 4 尊道親王筆ナリ